

6食生第 471号
6健増第 309号
令和7年(2025年)1月17日

関係団体の長 様

長野県健康福祉部長

消除予定添加物名簿の作成に係る販売等調査及び既存添加物
「5'-デアミナーゼ」の基原等調査について(通知)

このことについて、令和6年12月27日付け消食基第413号により消費者庁食品衛生基準審査課長から、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴団体の関係者に対する周知について御配意願います。

なお、今回の改正の要旨は下記のとおりです。

記

1 調査対象

既存添加物名簿に名称が記載されている357品目のうち、現に販売の用に供されていない可能性がある8品目及び「5'-デアミナーゼ」(別添1参照)。

今回の調査は、器具又は容器包装の原材料として用いられているものについては対象としないので申ししないこと。

(2) 本調査結果により消除予定添加物となり得る品目の範囲

既存添加物としての品質を保証し、且つ、現に販売されていることを証明するに足りないとみなされる品目、すなわち、以下のいずれかに該当する品目を消除予定添加物の範囲とするので、留意するよう周知すること。

- ① 成分規格(食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第2添加物のD成分規格・保存基準各条)に対する試験成績書が発行できない品目
- ② ①により品質が保証された添加物製品の販売実績や流通実態が証明できない品目
- ③ 試験に供する原体サンプルが提供できない品目

2 申出を行う者

原則として、当該添加物の製造及び販売を行う会社から申し出ること。ただし、当該添加物の製造及び販売を行わない企業等(例えば、当該添加物を使用した食品を販売する会社等)が自ら情報収集を行い、申出する場合においてはこの限りではない。なお、申出書の内容が不十分な場合、上記1の(2)に該当する品目とみなさざるを得ず、消除予定添加物の範囲となるので、留意するよう周知すること。

3 申出の方法等

- (1) 調査対象の品目を販売等していない旨の報告は不要であること。

(2) 調査対象品目につき添加物としての販売等の実態がある場合には、別添2の様式を以下のウェブサイトからダウンロードし、必要事項を記載の上、関連する書類と共に令和7年3月31日までに以下の連絡先に電子メールに添付して送付すること。

【ウェブサイト】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/food_additives/common_knowledge/

【連絡先】消費者庁食品衛生基準審査課添加物係（電子メール：g.kijunfap@caa.go.jp）

- ① 別添2は、必要事項を記載の上、マイクロソフト Excel ファイルの形式で送付すること。また、記載欄の追加・削除は行わないこと。
- ② ①に関連する書類等を添付する場合は、該当する書類を PDF 形式で別添2と併せて送付すること。

4 その他

申出書等の記載時の留意点等については別記「消除予定添加物名簿の作成に係る販売等調査及び既存添加物「5'-デアミナーゼ」の基原等調査実施要領」を確認するよう周知すること。

(問合せ先)

食品・生活衛生課食品衛生係

(担当) 松本、河原

直通電話 026-235-7155

F A X 026-232-7288

電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp

(問合せ先)

健康増進課食育・栄養担当

(担当) 赤塩、市川

直通電話 026-235-7116

F A X 026-235-7170

電子メール kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp

消食基第 413 号
令和 6 年 12 月 27 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
（ 公 印 省 略 ）

消除予定添加物名簿の作成に係る販売等調査及び
既存添加物「5'-デオミナーゼ」の基原等調査について
（周知依頼）

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 101 号）附則第 2 条の 3 の規定（以下「消除規定」という。）により、内閣総理大臣は、その販売、製造、輸入、加工、使用、貯蔵及び陳列（以下「販売等」という。）の状況からみて、現に販売の用に供されていないと認める既存添加物について、消除予定添加物名簿を作成の上公示し、必要な手続を経て、既存添加物名簿（平成 8 年厚生省告示第 120 号）からその名称を消除することができることとされており、これに基づき、これまでに 132 品目が消除されています。

消費者庁において、予備的な調査を行ったところ、別添 1 に掲げる 8 品目の既存添加物について、現に販売の用に供されていない可能性があることから、今般これらの品目の販売等の実態について調査を行うこととしました。

つきましては、貴管内の既存添加物又はこれを含む製剤若しくは食品（以下「既存添加物等」という。）を販売等する営業者に対し、別記の実施要領の写しを送付すること等により、調査対象の既存添加物について、販売等がなされているのであれば、別添 2 により申出がなされるよう、周知方よろしくお願いします。

また、本調査においては、既存添加物「5'-デオミナーゼ」の生産菌株及びその菌種並びに販売等の実態についても併せて調査を行います。

本件に関しては、消費者庁のホームページ^{*}及び検疫所での掲示等による周知を図っているほか、公益財団法人日本食品衛生協会、一般財団法人食品産業センター、公益財団法人日本輸入食品安全推進協会、公益財団法人日本健康・栄養食

品協会、一般社団法人日本食品添加物協会に対して、所属会員等の関係者への周知を依頼しているところですが、これらの団体に所属していない業者が既存添加物等を販売等している事例も多くあることから、このような業者に対しても周知がなされるよう十分な配慮をお願いします。

また、今回の調査は、対象となる既存添加物について、添加物としての販売等の実態を調査するものです。器具又は容器包装の原材料として使用されているものについては申出の対象としないこと、及び調査対象の品目を販売等していない旨の報告は不要であることに御留意ください。加えて、別添1に掲げる既存添加物であっても、当該物質が食品の添加物として使用されるものでない場合は、原則、申出の対象とはなりません。

なお、消除規定に基づき既存添加物名簿から名称又は基原が消除された添加物は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第12条の規定に基づき添加物としての指定が改めてなされない限り、添加物としての販売等が禁止されることを申し添えます。

※ 消費者庁・食品衛生基準審査課ホームページ（分野別施策〔食品添加物〕）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/food_additives

(別記)

消除予定添加物名簿の作成に係る販売等調査及び
既存添加物「5'-デオキナーゼ」の基原等調査実施要領

1. 調査対象

既存添加物名簿に名称が記載されている357品目のうち、現に販売の用に供されていない可能性がある8品目及び「5'-デオキナーゼ」(別添1参照)。

今回の調査は、器具又は容器包装の原材料として用いられているものについては対象としないので申ししないこと。

(2) 本調査結果により消除予定添加物となり得る品目の範囲

既存添加物としての品質を保証し、且つ、現に販売されていることを証明するに足りないと思われる品目、すなわち、以下のいずれかに該当する品目を消除予定添加物の範囲とするので、留意されたい。

- ① 成分規格(食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第2添加物のD成分規格・保存基準各条)に対する試験成績書が発行できない品目
- ② ①により品質が保証された添加物製品の販売実績や流通実態が証明できない品目
- ③ 試験に供する原体サンプルが提供できない品目

2. 申出を行う者

原則として、当該添加物の製造及び販売を行う会社から申し出ること。ただし、当該添加物の製造及び販売を行わない企業等(例えば、当該添加物を使用した食品を販売する会社等)が自ら情報収集を行い、申出する場合においてはこの限りではない。なお、申出書の内容が不十分な場合、上記1の(2)に該当する品目とみなさざるを得ず、消除予定添加物の範囲とするので、留意されたい。

3. 申出の方法等

- (1) 調査対象の品目を販売等していない旨の報告は不要である。
- (2) 調査対象品目につき添加物としての販売等の実態がある場合には、別添2の様式を以下のウェブサイトからダウンロードし、必要事項を記載の上、関連する書類と共に令和7年3月31日までに以下の連絡先に電子メールに添付して送付すること。

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/food_additives/common_knowledge/

連絡先：消費者庁食品衛生基準審査課添加物係

電子メール g.kijunfap@caa.go.jp

- ① 別添2は、必要事項を記載の上、マイクロソフトExcelファイルの形式で送付すること。また、記載欄の追加・削除は行わないこと。
- ② ①に関連する書類等を添付する場合は、該当する書類をPDF形式で別添2と併せて送付すること。

4. 申出書等の記載時の留意点等

(1) 別添2第1に以下の情報を記載すること。

- ① 既存添加物名簿番号及び名称

ドロップダウンリストから該当するものを選択すること。

(2) 別添2第2に以下の情報を記載すること。

- ① 申出日
- ② 申出を行う企業等の住所
- ③ 申出を行う企業等の名称
- ④ 担当者連絡先

所属、氏名、電話番号、FAX番号及びE-mailをそれぞれの記載欄に入力すること。

(3) 別添2第3に以下の情報を記載すること。

- ① 試験成績書の有無

ドロップダウンリストから「あり」又は「なし」のいずれかを選択すること。また、「あり」を選択した場合は、その書類とあわせて提出すること。

- ② 販売実績、流通実態等を証明する書類の有無

ドロップダウンリストから「あり」又は「なし」のいずれかを選択すること。また、「あり」を選択した場合は、(4)を参考に第4流通実態、販売実態等に関する情報を記載し、さらに関連する書類とあわせて提出すること。

- ③ 添加物の原体のサンプル提出の可否

現に販売の用に供されている添加物の原体サンプル提出の協力の可否について、ドロップダウンリストの(1)～(3)から該当するものを選択すること。(2)を選択した場合は提供可能な時期を、

(3)を選択した場合はサンプル提出ができない理由をそれぞれ記載

すること。なお、原体サンプルとは当該添加物そのもののサンプルを指し、当該添加物を使用した製品は該当しない。

④ 申し出る添加物が「5 ‘ーデアミナーゼ」である場合

1) 生産菌の種名及び株名

生産菌株の菌種（属・種）及び名称について記載すること。

なお、今後全ての酵素については、生産菌の種名及び株名等の情報を調査・収集したのち、公開する可能性があるため、留意されたい。

2) 菌種の同定根拠

菌種の同定根拠を示す書類を添付又は同定根拠情報について記載すること。なお、菌種の同定根拠とは、例えば、形態観察、化学的性状、ゲノム解析等によるものがある。

(4) 別添2第4に以下の情報を記載すること。

現に販売、流通等されていることを証明する書類として、例えば、販売開始当初から現在までの販売実績や流通実態に関する資料の写し、販売数量の記載のある納品伝票の写し、原材料表示内容の記載がある原材料表示包材の写し等を添付して提出すること。ただし、添加物を複数の会社に販売している場合等は、代表となる一例のみを記載することで差し支えない。

① 添加物の商品名

当該添加物の商品名を記載すること。

② 添加物販売等の期間

当該添加物の販売等を行ってきた期間を記載すること。期間は西暦を用いて年月で記載すること。

③ 添加物の販売数量

②の期間における当該添加物の販売等の年間平均数量を記載すること。

④ 食品への使用目的

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第6、別表第7を参考に、当該添加物を食品に使用する使用目的を記載すること（例：保存料）。

⑤ 食品商品名

当該添加物を使用する食品のうち主たるものの商品名を一つ記載すること。

⑥ 食品等事業者名

⑤に記載した食品を製造又は輸入する者の名称を記載すること。

5. その他

- (1) 本調査の結果を取りまとめた後、早ければ令和7年中に消除予定添加物名簿として公示し、6か月間の訂正申出期間を経て、公示の日から1年以内に既存添加物名簿の改正を行う予定である。
- (2) 既存添加物については、安全性の確認及び成分規格の見直しを計画的に進めているところである。このため、販売等の流通実態が確認された既存添加物について、安全性確認等に必要となる検体（原体）の提供を依頼することがあるので、その際は協力をお願いします。

消除予定添加物名簿の作成の対象となる既存添加物（8品目）

既存添加物 名簿番号	名称
3	アクチニジン
25	アントシアナーゼ
28	イソマルトデキストラナーゼ
33	ウェランガム（アルカリゲネスの培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）
223	トレハロースホスホリラーゼ
253	ファフィア色素（ファフィアの培養液から得られた、アスタキサンチンを主成分とするものをいう。）
309	マルトースホスホリラーゼ
343	リポキシゲナーゼ

基原等調査の対象となる既存添加物（1品目）

既存添加物 名簿番号	名称
202	5'-ヌクレオチドホスホリラーゼ

既存添加物の成分規格、販売等の申出書

消費者庁食品衛生基準審査課長 殿

以下の既存添加物については、添加物として販売等の実績があることから報告します。

第1 申出を行う既存添加物に関する情報

項目	記載欄
①既存添加物名簿番号及び名称 ドロップダウンリストから該当するものを選択ください。	

第2 申請者に関する情報

①申出日	令和 年 月 日
②申出を行う企業等の住所	
③申出を行う企業等の名称	
④担当者連絡先	
所属	
氏名	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

第3 成分規格、サンプル提出等に関する情報

項目	記載欄
①試験成績書の有無 「あり」を選択した場合、その書類とあわせて提出すること。	
②販売実績、流通実態等を証明する書類の有無 「あり」を選択した場合、第4 流通実態、販売実績等に関する情報に記入するとともにそれらの書類とあわせて提出すること。	
③添加物の原体のサンプル提出の可否 ドロップダウンリストから(1)～(3)のいずれかを選択すること。	
③(2)を選択した場合、提供可能な時期を自由記載欄に記入すること。(3)を選択した場合、サンプル提出はできない理由を右欄に記載すること。	
④1) 添加物の生産菌の種名及び株名 「5'-デアミンナーゼ」について申し出る場合、生産菌株の名称及びその菌種(属・種)について記載すること。	属種名
	株名
④2) 菌種の同定根拠 「5'-デアミンナーゼ」について申し出る場合、菌種の同定根拠を示す書類を添付又は同定根拠情報について記載すること。	

第4 販売実績、流通実態等に関する情報

項目	記載欄
①添加物の商品名	
②添加物販売等の期間	
③添加物の販売数量	
④食品への使用目的	
⑤食品商品名	
⑥食品等事業者名	

既存添加物 名簿番号	名称	対象 ※
3	アクチニジン	
25	アントシアナーゼ	
28	イソマルトデキストラナーゼ	
33	ウェランガム	
202	5'-デアミナーゼ	
223	トレハロースホスホリラーゼ	
253	ファフィア色素	
309	マルトースホスホリラーゼ	
343	リポキシゲナーゼ	

※ 「対象」欄に記載があるものは、「対象」に該当するもののみが消除候補である。

